

東かがわ市固定資産税の特別措置(課税免除)の概要

R7.4.1時点

条例名		東かがわ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例				
適用地区		東かがわ市内全域				
対象業種		製造業	旅館業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	
取得価格要件	資本金の額等	1億円超	2,000万円以上(新增設に限る。) 既存設備の取替・更新の場合は、生産能力がおおむね30%以上 増加した部分に係るもの。	500万円以上(新增設に限る。) 既存設備の取替・更新の場合は、生産能力がおおむね30%以上 増加した部分に係るもの。		
		1億円以下 5,000万円超	1,000万円以上(新增設に限る。) 既存設備の取替・更新の場合は、生産能力がおおむね30%以上 増加した部分に係るもの。			
	5,000万円以下 (個人を含む)	500万円以上 設備の取得等				
課対象 固定資産の 免除資産	土地		取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする下記の家屋の建設の着手があった場合、当該家屋の垂直投影部分に係る面積に相当する部分(注1)			
	家屋		製造業の 用に供する建物	旅館業の 用に供する建物	農林水産物等販売業の 用に供する建物	情報サービス業等の 用に供する建物
	償却		製造業に係る 機械及び装置、構築物	旅館業に係る 機械及び装置、構築物	農林水産物等販売業に係る 機械及び装置、構築物	情報サービス業等に係る 機械及び装置、構築物
課税免除の期間		新たに固定資産税が課されることになった年度から3か年度				

新設:東かがわ市内に生産設備等を有しない者が新たに生産設備等を設置する場合

増設:既に市内に生産設備等を有する者が、新たに別の生産設備を設置する場合

設備の取得等:取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む

取得価額の対象:建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品(所得税法施行令第6条第1項から第7項、法人税法施行令第13条第1項から第7項)のうち事業の用に供するもの

(注1):個人又は資本金の額が5,000万円以下の法人が中古物件を取得等した場合における当該物件の敷地である土地については、当該建設の着手に係る要件は不要